

情報通信審議会電気通信事業部会（第77回）議事概要

1 日 時

平成19年6月21日（木） 16時30分～16時53分

2 場 所

総務省第1会議室（低層棟1階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、
東海 幹夫、長田 三紀、安田 雄典

（以上6名）

(2) 事務局

松村情報通信政策局総務課課長補佐

(3) 総務省

森総合通信基盤局長、桜井電気通信事業部長、佐村総合通信基盤局総務課長、
鈴木事業政策課長、谷脇料金サービス課長、二宮料金サービス課企画官、
渡辺電気通信技術システム課長、宮本番号企画室長

4 議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

【平成19年4月19日付け 諮問第1169号】

接続委員会からの検討結果の報告を受けて審議した結果、諮問のとおり改正することが適当との答申を行った。また、要望事項として、次の点を答申に付記した。

<要望事項>

- ・ 平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえて β 値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に対して求めるとともに、当該 β 値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し改めて検証すること。

[内容]

平成19年3月30日付けの情報通信審議会答申（コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備）において示された第一種指定電気通信設備に係る

措置事項のうち、省令改正を要する下記事項について規定の整備を行うもの。

【接続料規則改正関連】

- ① スタックテストに関する根拠規定の整備
- ② 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入

【電気通信事業法施行規則改正関連】

電柱等におけるコロケーションルールの整備

(2) 諮問事項

電気通信番号規則の一部改正について【諮問第1176号】

審議の結果、諮問された内容を報道発表するとともに、インターネットに掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うこととした。

〔内容〕

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申（「FMC（Fixed-Mobile Convergence）サービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」）において提言されたFMCサービスを提供するための電気通信番号について、電気通信番号規則の一部を改正するもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。【[配付資料](#)】

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係 徳部、頓所

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール t-council@ml.soumu.go.jp